

# 生命に優しい米づくり運動 認証のしくみ

特別栽培米を生産する場合は、必ず認定を受けましょう。

## 認証の流れ

※特別栽培に取り組む場合は、水稻細目書(一体化帳票)の栽培区分の欄に、必ず○印を付けてください。

【生産者】

### 4月中 栽培計画書の提出

農協に栽培計画書を提出して下さい。  
栽培農家と圃場の登録を行います。

### 5月下 看板の設置 栽培記録簿の記帳開始

看板と栽培記録簿を配布します。看板は各圃場に設置して下さい。

### 7月下 中間圃場審査

中間審査では、畦畔の草刈り状況や水管理などを審査します。

### 8月中 栽培記録簿・資材伝票の提出

・決められた日までに、農協に提出して下さい。  
・資材(農薬・肥料など)の購入伝票についてはJAから資材を購入した場合は、提出不要です。(但し、現金でJAから購入した場合は必要です。)

### 8月下 栽培記録簿の審査

### 9月上 認定審査会で認定

認定審査会で合格したら、認定証を送付します。

### 9月中 ライセンへ仕分け出荷

認定証をもって、ライセンへ搬入して下さい。

## 町の助成措置

- ★ 認定を受けた水田に対して、交付金を支払います。
- ★ 交付額は、栽培区分に応じて3,000円/10a～8,000円/10a程度を交付します。
- ★ 交付対象者は経営面積30a以上の生産者であり、且つエコファーマーです。

### エコファーマーとは

「持続性の高い農業生産計画」を県知事に提出して、認定を受けた農業者のことです。